

「宮城県住宅供給公社端末機等調達及び端末管理システム構築業務」の調達に当たり、落札者を決定するための基準を次に掲げる。

1 落札者の選考

落札者の選考は、総合評価一般競争入札で、提案書等による提案評価及び入札価格による価格評価により実施する。

2 審査の方法

審査は、審査委員で構成する総合評価審査委員会(以下「審査委員会」)により実施する。

3 審査の要件

- (1) 総合評価一般競争入札参加資格申請し、参加資格を有していること。
- (2) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。

4 評価の方式

(1) 提案評価点及び価格評価の配分

総評価点を 1000 点とし、うち提案評価点を 400 点、価格評価点を 600 点とする。

(2) 提案評価点

提案評価点は、提案の書面審査及び対面審査に基づき評価する。

(3) 価格評価点

価格評価点は、入札価格及び予定価格から、次に掲げる方法により点数化する。この場合において生じた端数は切捨てる。

イ) 価格評価点

$$= \text{価格評価点の配分点} \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{最低入札価格})$$

なお、最低入札価格が予定価格と同額の場合は、価格評価点は、0 点とする。

ロ) 価格評価点算出に使用する各経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を使用する。

(4) 提案評価点の算出

イ) 提案評価の観点

評価の観点は、①提案内容の具体性、②公社業務への支援・サポート性、③提案内容の効率性・実現性等を評価する。

ロ) 提案評価の方式

評価方式は、評価項目ごとに次に掲げるいずれかの方式を用いるものとする。なお、評価方式は、審査委員会において定める。

i) 数値方式

提案依頼書の提案評価「6【必須項目】に関する追加提案」の評価にあたっては、提案の内容により、満点を 20 点、最低点を 0 点として、5 点間隔で評点する。

ii) 判定方式

数値化が困難なものは、高、中、低の 3 段階による評価を行う。高を 1、中を 0.5、低を 0.1 として定数を定め、配分された点数に乗算し点数を算出する。

(5) 落札者の選定方式

審査委員ごとに、価格評価点と提案評価点を合算して、提案者の順位を算出する

審査委員ごとに算出した提案者の順位値を合算し、最も低い値の者を落札者として選定する。

審査委員の提案評価点の合計が、総提案評価点(400点×審査委員数)の6割に満たない提案者は、失格とする。

なお、最も低い値の提案者が複数あった場合は、次の順位で落札者を選定する。

i) 価格評価点の高い提案者

ii) 提案評価点の高い提案者

iii) 総合評価委員会において協議